

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定によつて、次のとおり
特定非営利活動法人認証申請があつた。

平成二十三年九月十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

特定非営利活 動法人の名称	特定非営利活 動法人虹橋の 会
の代 表者 の 氏 名	岩井 梅子
の主 たる 事 務 所 の 所 在 地	広島県広島市西 区古江新町五番 二四―二〇三号
定款に記載された目的	この法人は、日本和紙ちぎ り絵を中国へ紹介するとと もに、和紙事業の振興、中 国伝統武術などを日本に広 める活動、日中文化を融合 させる切り絵教室開催など の事業を行い、日中両国の 伝統文化の相互交流、伝承 を促進し、友好関係を強化 すること、文化芸術の振 興に寄与することを目的と する。
申 請 の あ つ た 年 月 日	平成二十三年 九月二日